

Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018

ジャパンパビリオン 出品案内書

2018年11月8日(木)～10日(土)、香港

■■申込締切：2018年7月23日(月)12:00必着■■

◆◇はじめに◆◇

香港にて開催される「Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018」は、アジア最大級の酒類専門見本市であり、高品質でリーズナブルな日本酒、本格焼酎等の酒類をまとめて輸出できる事業者にとって効果的な見本市です。ジェトロは、本見本市に「ジャパンパビリオン」を設置することにより、日本の酒類の魅力を国際的にアピールするとともに、香港市場への新規参入・販路拡大を目指す我が国企業等を支援することで、香港さらにはアジア全体への輸出拡大を目指します。



(前回) Wine & Spirits 2017 ジャパンパビリオン



(前回) Wine & Spirits 2017 ジャパンパビリオン

◆◇見本市概要◆◇

- 見本市名称 : Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018
- 開催期間 : 2018年11月8日(木)～10日(土)
- 会場 : 香港コンベンション&エキジビションセンター
- 主催者 : 香港貿易発展局
- ウェブサイト : <http://m.hktdc.com/fair/hkwinefair-en/hktdc-hong-kong-international-wine-and-spirits-fair.html>
- 2017年実績 : 出品者数：1,070社・団体
来場者数：19,872人
会場面積：17,702㎡

◆◆ジャパンパビリオン概要◆◆

主催者：日本貿易振興機構（ジェトロ）
参加日程：2018年11月8日（木）～10日（土）
参加ホール：香港コンベンション&エキシビションセンター内（場所未定）
規模：162㎡（予定）

◆◆ジャパンパビリオン出品のメリット◆◆

- 1. 費用負担の軽減**
ブース装飾費、広報費、出品料の一部等についてはジェトロが負担します。従って、出品者の皆様は、同等の装飾を施し、単独で出品する場合に比べて、出品費用を抑えることができます。
※出品料に含まれるサービスの詳細は「ジェトロが提供するサービス（P.5）」を参照ください。
- 2. 出品手続きを安心サポート**
出品の申込みやブースの装飾など、見本市への参加に伴う煩雑な手続きをジェトロがサポートします。初めて海外の見本市に出品される方でも、安心してご参加いただけます。
- 3. ジャパンパビリオンの広報**
様々な媒体を活用して、想定される来場者に対してアプローチをするとともに、見本市会場でも広告の設置等のプロモーション活動を積極的に行います。
- 4. ジャパンパビリオンによる集客効果**
ジェトロのジャパンパビリオンでは、日本企業がまとまって参加しますので、『日本』のブランドとしてより鮮明にアピールできるとともに、より高い広報・集客効果が期待されます。
- 5. 輸出に関するアドバイス**
ビジネス経験豊富なジェトロのアドバイザーが、植物検疫手続きなど、輸出全般に関するアドバイスを提供します。

◆◆有望商品◆◆

ジャパンパビリオンにおいては、現地市場・バイヤーニーズの高い商品を「有望商品」とし、出品審査においても加点項目として設定しております。当該商品以外のご出品も可能ですが、出品商品選定をご検討いただくに当たって、以下を必ずご一読ください。

- ・特徴のある日本酒（スパークリング日本酒、生酒、古酒など）
- ・日本ウイスキー
- ・クラフトビール

◆◆ジャパンパビリオン募集要項◆◆

出品枠	募集枠	概要	出品料
通常出品枠	10小間程度	●1小間あたり約9㎡（間口約3m×奥行約3m）を予定 ※間口、規模等については設計等の関係により変更となる場合があります。	<中小企業料金> 330,000円/小間 <一般料金> 655,000円/小間

<p>オープン スペース枠</p>	<p>8 枠 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●オープンスペースでの商品展示となるため、<u>占有小間の提供はありません</u>。また、一部のサービスは他社様と共有となります。 ※本出品枠における共同出品は認められません。 ※「通常出品枠」との併願不可。 ●<u>原則、冷蔵庫、冷凍庫等大型の仕器を含む備品を追加することはできません</u>。設置する必要がある場合は、「通常出品枠」にお申込み下さい。また、商談用のテーブルセットは2枠で1セット提供予定です。占有で使用されたい場合は「通常出品枠」にお申込み下さい。 	<p><中小企業料金> 165,000 円/枠</p> <p><一般料金> 330,000 円/枠</p>
<p>ニュー チャレンジャー枠</p>	<p>2 枠 程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●輸出に新たに取り組み始める事業者様をサポートするため、以下の条件を満たす事業者様を対象に「ニューチャレンジャー枠」を設置します。 <p>「ニューチャレンジャー枠」申込みの条件 過去5年以内に海外輸出経験がないこと (間接貿易含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ※本出品枠における共同出品は認められません。 ※上記の条件に該当される場合でも、「通常出品枠」にお申しいただくことは可能です（※但し併願不可）。 ●オープンスペースでの商品展示となるため、<u>占有小間の提供はありません</u>。また、一部のサービスは他社様と共有となります。 ●<u>原則、冷蔵庫、冷凍庫等大型の仕器を含む備品を追加することはできません</u>。設置する必要がある場合は、「通常出品枠」にお申込み下さい。また、商談用のテーブルセットは2枠で1セット提供予定です。占有で使用されたい場合は「通常出品枠」にお申込み下さい。 ●ニューチャレンジャー枠出品者向けのサポートサービスを提供します。※提供するサービスの詳細については、P.5「ジェトロが提供するサービス」を参照ください。 	<p><中小企業料金> 82,000 円/枠</p> <p><一般料金> 165,000 円/枠</p>

※ただし、輸送、渡航費等は自己負担となります。詳細は以下をご確認ください。

※複数小間をお申し込みいただくことも可能ですが、応募状況に応じ、出品小間数を調整させていただく場合があります。

A) 一般料金の適用対象

①「中小企業*・協同組合以外（大企業など）」および「海外に所在する企業」

※〔中小企業の定義〕

中小企業とは、「中小企業基本法」の定義に基づきます。以下表のうち、資本金基準・従業員基準のいずれかを満たす法人を中小企業とします。中小企業を対象とした料金にてお申込みいただけるのは、①同法に定める日本国内の中小企業*、②同法に定める中小企業を取りまとめる業界団体等に限りです。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額または出資の総額	従業員基準 常時雇用する従業員の数**
製造業、建設業、輸送行、 その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 （情報サービス業を含む）	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

* 法人格のない個人事業者も含まれます。

** 「常時雇用する従業員の数」には、事業主、役員、臨時従業員を含みません。

②国費を財源とした他の補助金等を出品料へ充当する場合

例)「品目別等輸出促進対策事業（農林水産省）」、「ジャパンブランド育成支援事業（経済産業省）」など。

③ジェットロが主催した同一見本市への出品が4回以上の事業者

2017年度以降の参加実績をジェットロにてカウントします（2020年度より、該当する事業者には一般料金を全額負担いただきます）。

※ニューチャレンジャー枠での参加は回数にカウントしません。

※出品形態によらず、出品物を持つ事業者としての参加回数をカウントします。

B) 割引料金について

①ジェットロメンバーズ(JM)は会員特別料金として10%の割引適用（年間総額75,600円まで）。

②農水産情報研究会会員は会員特別料金として10%の割引適用（年間総額54,000円まで）。

③上記の両会員の場合は、どちらかの割引を適用します。

④上記のいずれにも該当しない場合でも、出品と同時に会員にお申し込まいただいた場合は各会員の割引の適用が可能です。

【会員サービスの詳細】：<http://www.jetro.go.jp/members/>

※割引は日本国内から会員として登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限りです。

C) 東京都の「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」

■概要：東京都が新たなメニューとして創設した中小企業制度融資。海外販路開拓などを旨とする小企業者の幅広い資金需要に対応するため、必要な資金を融資するとともに、東京都が信用保証料の2分の1を補助します。また、ジェットロ、中小企業基盤整備機構及び東京都中小企業振興公社が、海外展開に関する事業計画の策定や実行に必要な支援を実施します。

■支援経費：本融資への申込予定者が、その融資を実行予定である金融機関を経由してジェットロへ支援を申し込む場合、東京都との連携により、ジェットロに支払う出品料等を原則無料で利用できます。

（1企業あたりの利用限度は、支援経費累計が50万円となるまで）

■対象：見本市に単独出品し、東京都内に事業所を有する中小企業者（下記詳細 URL 参照のこと）

■詳細：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/kuushu/kaigaitenkai/>

■締切：2018年7月23日（月）12:00

※本見本市の出品料に対して本制度を活用される場合の海外展開支援申込書（金融機関記入済）提出期限。

■お申込み・問合せ：ジェットロ関東貿易情報センター

TEL：03-3582-4953 / FAX：03-3582-0504 / E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp

※B) と C) の併用は不可。

◆◇ジェットロが提供するサービス◆◇

通常出品枠	オープンスペース枠 ニューチャレンジャー枠
<p><ジェットロが提供するサービスに含まれるもの></p> <p>①出品スペース</p> <p>②統一デザインによる設営・装飾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名表示板（1） ・バーカウンター（1） ・バーカウンター椅子（1） ・ゴミ箱（1、ゴミ袋 20 枚含む） ・ワインクーラー（1） ・クーラーボックス ・スピットボックス ・その他備品（ふきん 3 枚、キッチンペーパー） ・電源（500W）（1） <p>③共通設備等維持管理（一定量の電気代およびその工事費含む）</p> <p>④出品者バッジの提供</p> <p>⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成</p> <p>⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信</p> <p>⑦情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用等についての情報を提供します）</p> <p>⑧「ジェットロ海外コーディネーター」による貿易相談</p> <p>⑨輸出準備サポート 事前に開催するセミナー、個別相談会等にご参加下さい。</p>	<p><ジェットロが提供するサービスに含まれるもの></p> <p>①出品スペース（占有小間/スペースはありません）</p> <p>②統一デザインによる設営・装飾 （基礎設置備品/1 枠あたり（予定））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名表示板（1） ・鍵付展示台（屋台形式、1） ・スツール（2） ・ゴミ箱（1、ゴミ袋 20 枚含む） ・ワインクーラー（1） ・クーラーボックス ・スピットボックス ・その他備品（ふきん 3 枚、キッチンペーパー） ・電源（500W）（1） <p>③共通設備等維持管理（一定量の電気代およびその工事費含む）</p> <p>④出品者バッジの提供</p> <p>⑤来場者向けジャパンパビリオン広報資料作成</p> <p>⑥バイヤー向けジャパンパビリオン案内の作成・発信</p> <p>⑦情報提供（現地の日本食市場や見本市の効果的な活用等についての情報を提供します）</p> <p>⑧「ジェットロ海外コーディネーター」による貿易相談</p> <p>⑨輸出準備サポート 事前に開催するセミナー、個別相談会等にご参加下さい。</p> <p>⑩アシスタントアレンジ（ニューチャレンジャー枠の希望者のみ） ※出品者専属の通訳兼アシスタントを手配し、費用を負担します。</p>
<p>※主催者の規程により、出品者バッジの発行枚数が制限される場合があります。</p> <p>※サービスの提供は、1 小間又は 1 枠毎のものとなります。</p> <p>※主催者の規定により、また締め切りの関係等により上記の一部サービスを受けられない場合があります。</p> <p>※社名板やジャパンパビリオン広報資料等の各社の記載は、企業・団体・組織名のみ可能とし、商品・ブランド名、キャッチフレーズ等は記載できません。</p>	
<p><ジェットロが提供するサービスに含まれないもの></p> <p>上記サービス以外に係る経費は、出品者にご負担頂きます。主なものは次のとおりです。</p> <p>① 輸送に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> — 輸出梱包及び展示会場までの通関・輸送費 — 見本市終了後、出品物の処理（還送・転送等）に係わる通関・輸送経費 — 出品物に係わる輸入税、通関費用、その他公租公課、輸送保険料 <p>② 追加展示装飾に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> — ジャパンパビリオン共通で各ブースに用意する備品以外に出品者が特別又は独自に必要なとする設備・備品等の設置・借上、撤去等に要する経費 <p>③ 社員等の派遣に要する経費（渡航費、宿泊費等）</p> <p>④ 出品物の試食・試飲に係る費用</p> <p>⑤ 出品者専属の通訳・アシスタント手配・費用</p> <p>⑥ 出品物及び自社ブースに持ち込む出品者所有物に係る本見本市参加期間中の盗難保険料</p> <p>⑦ 海外旅行保険及び賠償責任保険</p> <p>⑧ その他、前項「ジェットロが提供するサービス」に定める以外の経費</p> <p>※輸送について</p>	

各展示会場への出品物等の輸送・通関は各出品者の責任の下、行っていただくこととなります。ジェットロでは、特定の輸送・通関業者を指定していませんので、各出品者ご自身で選定し、直接手続き、お取引ください。輸送通関費用は、必ず事前の見積り入手をお勧めします。なお、輸送・通関業者選定の際の参考として、見本市主催者のオフィシャルフォワード及び日本での提携先等を例示します。また、既に輸送ルートをお持ちの場合は、当該業者をご利用いただいても構いません。いずれの場合も、出品物の輸送、通関等が確実に行われるよう、出品者の責任において手配していただきますようお願いいたします。また、見本市終了後の出品物は、自己責任にて廃棄、もしくは還送をお願いいたします。

<ご参考>ジェットロ農林水産物・食品輸出協力企業リスト

http://www.ietro.go.jp/industry/foods/trading_company_list/

※通訳・アシスタントについて

商談等のための通訳又はアシスタントは、各出品者ご手配ください（ただし、ニューチャレンジャー枠のうち手配を希望する出品者を除く）。経費も出品者のご負担となります。人材、または雇用関係手続を代理する通訳派遣会社等をご参考までに出品者説明会等にて例示します。

小間位置の決定：

- 会場全体の基本構成、小間位置は出品内容によりジェットロにて決定させていただきます。
- 商品カテゴリー別にエリア形成する予定です。同業者の小間が隣接する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

◆◇出品の条件◆◇ ※全募集枠共通※

以下の条件を必ずご一読のうえ、お申込ください。以下の条件を満たしていない場合は、お申し込いただいても出品をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

①出品者の要件

- 出品目的が商談による取引先の発掘・継続取引であること。（プロモーションや調査のみではない）
- 事業参加後も海外からの引き合いに対応可能な担当者があること。当該事業の会期中、商談に対応可能（諸条件の提示等）な担当者が常駐すること。
- 輸出に伴う需要増に対応できる供給体制を有すること。
- 英語もしくは現地語で商談用資料（※企業情報、商品情報（価格含む）。）を既に揃えており、ジェットロが求めた際は速やかに提出することに同意していること。もしくは会期までに揃えジェットロに提出することを同意していること。※別添の参考資料「FCP Sample_日本語記入例（輸出商品紹介シート）」「FCP Sample_英語記入例（輸出商品紹介シート）」をご参照ください。

②出品物の要件

- 日本国内で生産された農林水産物・食品又は日本産原料を使用して海外で生産された農林水産物・食品であること。
- 検疫、衛生基準等の輸入規制に十分対応していること。

③規定の遵守

- ジェットロが成果把握の為に開催中アンケート、フォローアップアンケート等に協力することに同意していること。
- ※アンケート・調査については、本事業の成果把握や、今後の事業計画の策定等における基礎資料となりますので、必ずご協力下さい。
- 出品案内書および「海外見本市出品要綱」の内容、条件に同意していること。（代表出品者の場合は、その条件を満たしていること。）
 - 過去2年間、ジャパンパビリオン/海外商談会に参加した際にジェットロが定めた規則に違反していないこと。

(参考情報・香港の輸入規制等について)

- ・アルコール飲料の現地輸入規則及び留意点：香港向け輸出
(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/qa/O4A-030123.html>
- ・清酒・焼酎(品目別輸出ガイド) (ジェトロウェブサイト)
(URL) <https://www.jetro.go.jp/world/asia/hk/foods/exportguide/alcohol.html>
- ・「農林水産物・食品 国別マーケティング基礎情報—香港」 (ジェトロウェブサイト)
(URL) https://www.jetro.go.jp/ext_images/Marketing/marketing_basicinfo_hk_201707.pdf
- ・「日本酒輸出ハンドブック - 香港編 (2013年10月)」
(URL) <https://www.nta.go.jp/taxes/sake/yushutsu/handbook/pdf/04.pdf>
- ・「貿易投資相談 Q&A」 (ジェトロウェブサイト)
(URL) <https://www.jetro.go.jp/qatop/foods/qa/>

◆◇選考方法◆◇ ※全募集枠共通※

ご提出いただいた「企業・商品情報」をもとに、農林水産省の定める選定基準に則しジェトロにて審査を行い、出品者の選定を行います(同点の場合は先着者を優先)。なお、結果の詳細は回答できかねますので、予めご了承ください。

〔審査の項目〕

- (1) 当該事業で定める有望商品に合致するか
- (2) 出品物の品質、価格、物流面での要件等が現地で受け入れられるものか
- (3) 出品により新しい海外市場の開拓が期待できる商品か
- (4) 応募者の輸出に取り組む姿勢(戦略・目的・出品に向けた取組み)
- (5) 応募者の認証取得等
- (6) 応募者の商流
- (7) 前年度の参加事業における成約実績
- (8) 日本で登記している事業者か
- (9) 「戦略的輸出拡大サポート事業」のうち輸出有望案件支援サービスによる支援対象企業か
- (10) 過去のジャパンパビリオン/海外商談会におけるルールの遵守状況

※募集枠数を大幅に超える出品申込みがあった場合は、締切日前でも募集を締め切る場合があります。

※募集枠を超えない場合でも商品のラベル表示・商標が日本国内の関連法規に抵触している場合や、出品がふさわしくないと考えられる際にはご参加をお断りすることもございます。

※複数枠の申し込みをいただいた場合、出品枠数を調整させていただく場合があります。

◆◇お申込方法◆◇

本「出品案内書」、「海外見本市出品要綱」を必ずご確認ください。ご了承ください。以下の手順でお申込み下さい。送付先及び申込に関するお問い合わせは、本書末尾記載の事務局までお願いします。

STEP 1 企業情報・商品情報の入力(オンライン)

以下のリンクより、「申し込みフォーム(1)企業情報」「申し込みフォーム(2)商品情報」の登録をお願いします。なお、出品者選定はこちらで入力いただいた情報に基づいて行います。不備のないよう、できるだけ詳細にご記入ください。ご登録後は「入力完了メール」が送付されます(出品の承諾ではございませんのでご注意ください)。

(登録サイト)

- 【申し込みフォーム1】 企業情報
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/hkwsf18_1
- 【申し込みフォーム2】 商品情報
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afb/hkwsf18_2

※本フォームは途中保存ができません。入力をスムーズにするため、事前に上記イベント情報ページ URL 添付の「申込フォーム（サンプル）」をご確認のうえ、必要事項をご準備ください。

STEP 2 「出品申込書・承諾書」を電子メールで送付 ※孫出品者除く

《イベント情報ページ》に添付の「出品申込書・承諾書」フォームにご記入後、原本を郵送いただく前に、事務局（afb-wine@jetro.go.jp）まで電子メールにてPDFを送付ください。内容を確認後、ジェットロよりご連絡します。3営業日を過ぎても連絡がない場合は、お手数ですが事務局までお問合せください。
※代表出品者は「孫出品者一覧（エクセル）」も併せて送付ください。

STEP 3 申込書類の提出 ※孫出品者除く

STEP2 完了後、ジェットロより内容確認連絡を受け取られましたら、下記の〔郵送いただく書類〕を揃え、事務局宛てにご郵送ください。※郵送料については各社でご負担をお願いします。

- 〔郵送いただく書類〕※フォームは《イベント情報ページ》よりダウンロードください。
- ◎「出品申込書・承諾書」-----代表印押印済み原本 2部
 - 「Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018 代表出品に係る同意書」
 - ※代表出品者のみ-----代表印押印済み原本 1部
 - 「孫出品者一覧」
 - ※代表出品者のみ----- 1部

<提出期限>2018年7月23日(月) 12:00 必着
〔郵送先〕〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階
ジェットロ Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018
ジャパンパビリオン事務局(担当:栗間、内田)
E-mail: afb-wine@jetro.go.jp

◆◆今後の流れ◆◆

STEP 1 選考結果のご連絡 2018年8月中旬頃予定

出品確定後、単独・代表出品者に対して、選考結果をメールでご連絡ののち、孫出品者の採択・不採択を明記の上、ジェットロ押印済みの「出品申込書・承諾書」1部を返送します。その際に出品料の請求書も同封させていただきます。

STEP 2 出品料振込 2018年9月下旬頃締切り予定

請求書に記載の支払い期日までに出品料をお振込みください。期日までに出品料をお支払いいただいた時点で、ジャパンパビリオンへの出品承諾といたします。なお、期日までに出品料のお支払いが無い場合は、出品の申し込みが取り消されたものとみなします。
※出品申込者名と異なる名義での請求書の発行が必要な場合は、事前にお申し出下さい。

STEP 3 出品者説明会 2018年9月5日(水)開催予定

出品者マニュアルの配布や、出品に関する諸手続き、現地の最新市場情報やその他諸注意などをご説明するため、出品者説明会を開催予定です。

場所：ジェットロ本部（東京）

※詳細は後日お知らせします。

※正確な情報提供・支援方法の策定を期するため、事前開催される出品者説明会へのご参加をお願いいたします。

◆◆キャンセル規定◆◆

出品者の自己都合により採択確定後に出品をキャンセルされる場合は、捺印のある書面にてジェットロにお知らせ下さい。確定前に申し込みを取り消される場合は、メールまたは書面にてジェットロまでご連絡ください。なお、その申請日より、下表の通りキャンセル料が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
申込日～2018年8月31日（金）	なし
2018年9月1日（土）以降または連絡なしの不参加	出品料の100%

※キャンセル料については、ジェットロメンバーズ及び農林水産情報研究会割引を適用できません。

※戦争、政情不安、天災、伝染病、その他出品者の責任に帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロにて文書で通知することにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

◆◆留意事項◆◆

- ▶ 本案内書に記載されていない事項に関しては、別添「海外見本市出品要綱」に準拠します。なお、本案内書と「海外見本市出品要綱」とに矛盾がある場合には、本案内書を優先します。
- ▶ 「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」に定めのない事項に関しては、ジェットロがその対応を決定するものとし、政府の方針等により内容が変更される可能性がある旨あらかじめご了承下さい。
- ▶ 会場全体の基本構成、出品位置は出品内容等によりジェットロにて決定させていただきます。ご希望に沿えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
- ▶ 「出品申込書・承諾書」及び「申し込みフォーム」の内容に虚偽の記載をした場合は、申込を無効とすると同時に、本見本市のご出品をお断りします。
- ▶ 出品申込書に記載した内容について変更がある場合は、書面にてご通知ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合は、ジェットロはその内容によっては変更に応じられない場合がございます。
- ▶ 出品物は国内法令及び現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- ▶ 出品募集締め切り後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合は、出品ができなくなるケースがあります点、ご留意下さい。
- ▶ 自社スペースを転貸、売買、交換、譲渡することはできません。
- ▶ 日本からの食品・飲料の通関に時間がかかる場合もあるため、輸送については、十分ご留意願います。特に生鮮・冷蔵品の出品を検討している場合にはご注意ください。
- ▶ 外国為替および外国貿易法などの国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に必要な許可等を取得してください。
(経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ <http://www.meti.go.jp/policy/anpo>)
- ▶ 見本市参加期間の全日程を通じて、出品者（現地代理店やパートナーは含まない）が、ブースにアテンドください。また、見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
- ▶ 輸出経験のない企業等については、見本市参加期間中の商談を円滑に進める観点より、ジェットロが実施する「商談スキルアップセミナー（無料）」を見本市へのご参加までに受講ください。

◆◇免責◆◇

- >天災、交通機関の乱れ、現地の政情その他 JETRO の責任に帰する事のできない事由により関連事業の一部、又は全部を中止せざるを得ない場合は、JETRO は参加申込み受領後であっても、当スケジュールの一部又は全部を変更または中止することがあります。その際、航空券代等のキャンセル料その他の経費・損害を JETRO が補填することは致しかねます。
- >見本市会期中およびその前後を通じて発生した傷病、事故、盗難等のいかなる損害についても、JETRO は一切の責任を負いかねます。
- >JETRO は、盗難、火災、会場内での事故、その他一切の原因を理由とする損害、損失、損傷についての責任を負いません。
- >地方自治体・業界団体等が代表出品者となり、複数者で出品する場合、その孫出品者の損害および不利益については、代表出品者が責任を負うものとしします。また、孫出品者と第三者との間で紛争等が生じた際には、代表出品者の責任と費用負担においてこれを解決するものとしします。
- >ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、施工業者、現地バイヤー等の事業関係者に提供する場合がございます。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェットロホームページ等において、企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。あらかじめご了承ください。
- >相応の理由なしに出品キャンセルされた場合や、実績報告書・アンケート・調査へご協力いただけない場合には、今後ジェットロが実施する事業の選定等において考慮されることとなります。

◆◇お問合せ先◆◇

【応募に関して】

日本貿易振興機構（ジェットロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品事業推進課

Hong Kong International Wine & Spirits Fair 2018

ジャパンパビリオン事務局（担当：栗間、内田）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

TEL：03-3582-5546 FAX：03-3582-7378

E-mail：afb-wine@jetro.go.jp

【香港への輸出に関して】

農林水産物・食品輸出相談窓口

TEL：03-3582-5646 <受付時間>平日 9 時～12 時/13 時～17 時（祝祭日・年末年始を除く）

最寄のジェットロでもご相談を受け付けています。

（国内事務所一覧）<http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/>